

参 考 資 料

- 中小企業等経営強化法のスキーム
- 生産性向上特別措置法のスキーム
- 中小企業庁のホームページの掲載箇所
- お問い合わせ先(中小企業等経営強化法及び生産性向上特別措置法)

【中小企業等経営強化法関連】

- 経営力向上計画に係る認定申請書(記載例:酪農)
- 中小企業等経営強化法による固定資産税の特例(所有権移転外リースの場合)
- 農業分野の経営力向上計画の提出先

【生産性向上特別措置法関連】

- 先端設備等導入計画に係る認定申請書(記載例)
- 生産性向上特別措置法による固定資産税の特例(所有権移転外リースの場合)
- 先端設備等導入計画に関する確認書(経営革新等支援機関)

【生産性向上要件証明書関連】

- 中央畜産会が発行する生産性向上要件の対象設備
- 中央畜産会において証明書を発行した主な機械設備の例
- 証明書の申請様式(様式1、様式2)

中小企業等経営強化法のスキーム

(1) 事業分野別指針の策定

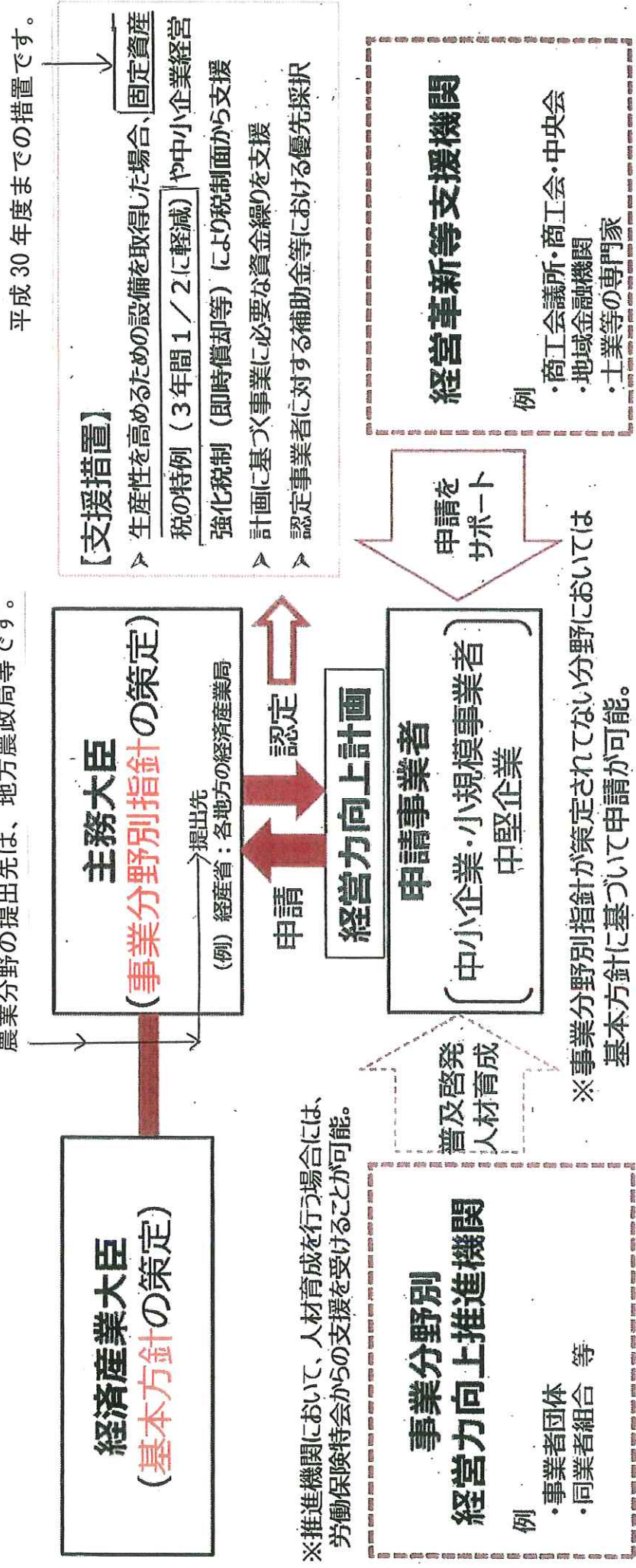
⇒ 農業分野の指針は策定されておられません。

事業所管大臣が、事業分野ごとに生産性向上の方法などを示した指針を策定。

(2) 経営力向上計画の認定

中小企業・小規模事業者や中堅企業は、自社の生産性を向上させるための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を各大臣に申請。
認定された事業者は、様々な支援措置を受けられる。

農業分野の提出先は、地方農政局等です。

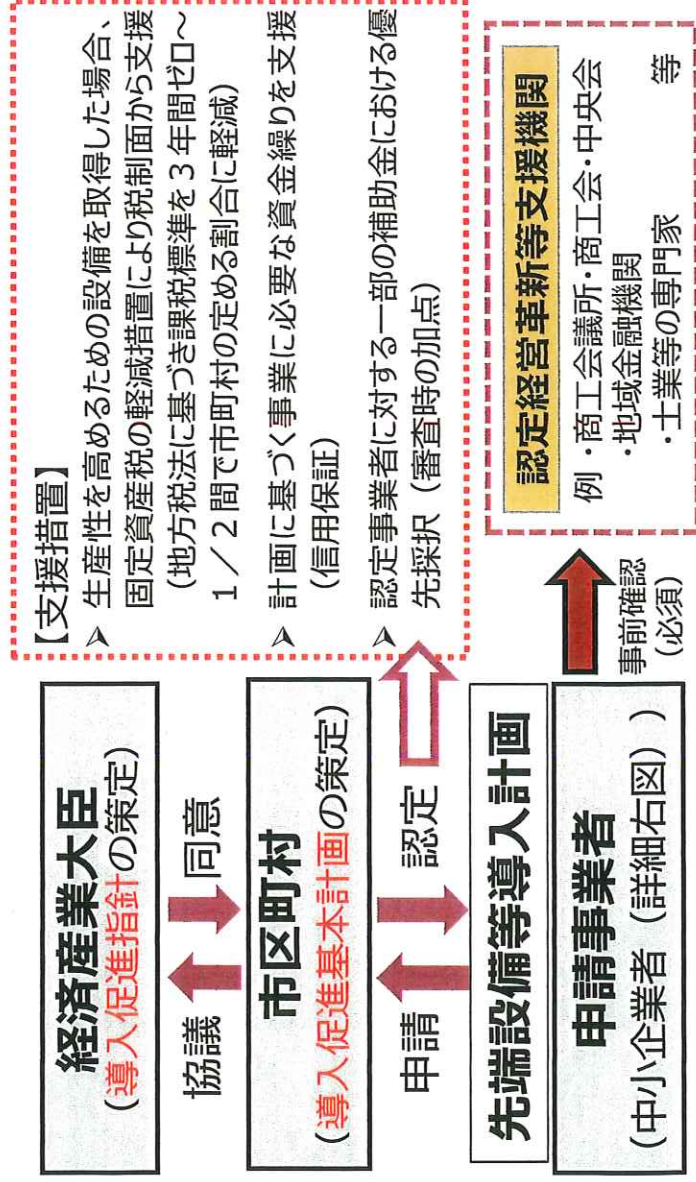


「先端設備等導入計画」の概要

生産性向上特別措置法のスキーム

- 「先端設備等導入計画」は、「生産性向上特別措置法」において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- この計画は、新たに導入する設備が所在する市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業者等が認定を受けることが可能です。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

○先端設備等導入計画のスキーム



○認定を受けられる「中小企業者」の規模 (中小企業等経営強化法第2条第1項)

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数又は
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

政令指定業種

*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

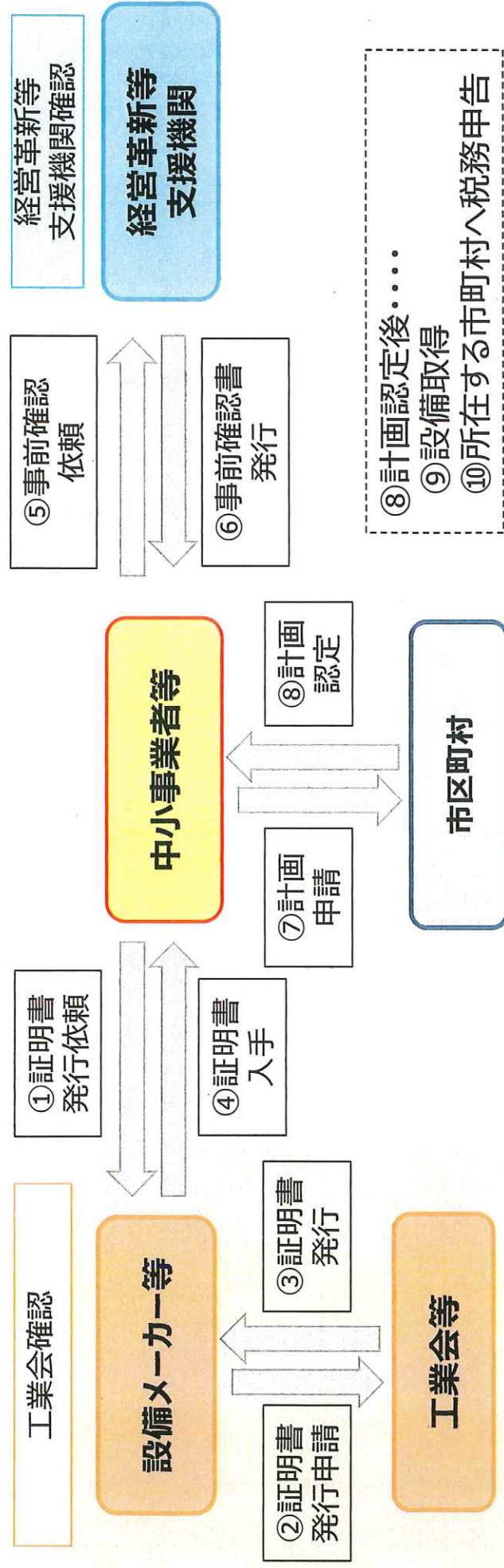
固定資産税の特例について（スキーム図）

＜工業会等の確認内容＞

- 一定の期間内に販売が開始されたモデルであること
- 生産性向上（年平均1%以上）要件を満たしていることの確認（同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による）

＜経営塾新等支援機関の確認内容＞

- 先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかについて確認



【注1】「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。（計画変更により設備を追加する場合も同様。）＜詳細次頁＞

【注2】工業会証明書につきましては、中小企業等経営強化法の手続きで使用する証明書と共通のものです。生産性向上特別措置法の施行後に新しい様式で発行されていますのでご注意ください。

- ※ 1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。
- ※ 2 設備メーカー自身とその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。
- ※ 3 補助金の優先採択を検討されている場合、補助金の交付決定前に契約した設備は補助対象になりませんので、工業会の証明書取得の際などに留意ください。

「中小企業等経営強化法」及び「生産性向上特別措置法」関連の 中小企業庁ホームページの掲載箇所

「中小企業等経営強化法」及び「生産性向上特別措置法」に基づく諸手続き等は
中小企業庁ホームページの「経営サポート」のサイトに掲載されています。

1. 「中小企業等経営強化法」に基づく「経営力向上計画」の記載方法等

中小企業庁ホームページの「経営サポート」のサイトの「経営強化法による
支援」の「中小企業庁の営力向上計画の策定の手引き」、及び「税制措置・金
融支援の活用の手引き」をご覧ください

2. 「生産性向上特別措置法」に基づく「先端設備等導入計画」の記載方法等

「中小企業庁のホームページの「経営サポート」のサイトの「生産性向上特別
措置法による支援」の「先端設備等導入計画の策定の手引き」をご覧ください。

3. 先端設備等導入に伴う固定資産税ゼロの措置を実現した市区町村一覧

平成 31 年 3 月 18 日現在で全国の 1,606 の市区町村が固定資産税ゼロの措
を講じています。中小企業庁のホームページの「経営サポート」のサイトの
「生産性向上特別措置法による支援」の「新着情報」に掲載されています。

4. 経営革新等支援機関の全国の一覧

平成 31 年 2 月 28 日現在で経営革新等支援機関は 32,852 機関が認定を受け
ています。中小企業庁ホームページの「経営サポート」のサイトの「経営革新
支援」の「新着情報」に掲載しています。

また、「認定経営革新等支援機関」（金融庁）も併せて掲載されております。

「中小企業等経営強化法」関連

お問い合わせ先

○経営力向上計画について（経営力向上計画相談窓口）

中小企業庁事業環境部企画課

TEL： 03-3501-1957（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

中小企業庁事業環境部財務課（「事業承継等」について）

TEL： 03-3501-5803（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

※個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせにはご対応しかねます。

※ 申請者や、その支援機関以外の方のお問い合わせはご遠慮ください。

○中小企業等経営強化法に基づく税制措置について

中小企業税制サポートセンター

TEL： 03-6281-9821（平日9:30-17:00）

中小企業庁事業環境部財務課

TEL： 03-3501-5803（平日 9:30-12:00, 13:00-17:00）

お問い合わせ先



- 先端設備等導入計画の申請に係る問い合わせ先は、新たに導入する設備が所在する市区町村となります。
- 本制度全体に係る問い合わせは、下記までお問い合わせください。
- 各種補助金の問い合わせ先につきましては、各種補助金のHP等をご覧ください。

対象地域	担当課		連絡先（直通）
北海道	北海道経済産業局	中小企業課	011-709-3140
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	東北経済産業局	経営支援課	022-221-4806
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡	関東経済産業局	中小企業課	048-600-0394
岐阜、愛知、三重	中部経済産業局	中小企業課	052-951-2748
富山、石川	電力・ガス事業北陸支局	産業課	076-432-5401
福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	近畿経済産業局	中小企業課	06-6966-6023
鳥取、島根、岡山、広島、山口	中国経済産業局	中小企業課	082-224-5661
徳島、香川、愛媛、高知	四国経済産業局	産業振興課	087-811-8523
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	九州経済産業局	中小企業課	092-482-5447
沖縄	沖縄総合事務局	経済産業部 中小企業課	098-866-1755

本事例は、家族経営の酪農農家が、牛舎の建て替えやロボット導入等により、課題となっていた経費増と作業効率の低下を改善することを想定した記載例になります。

記載例（酪農）

様式第 1

経営力向上計画に係る認定申請書

平成○年○月○日

北海道農政事務所長 殿

・申請者の本社所在地（個人は現住所）を管轄する農政局等（沖縄総合事務局、北海道農政事務所を含む）の長宛としてください。

住 所 北海道××郡△△町○○１１１－１
名 称 及 び
代表者の氏名 ○○ ○○ 印

- ・個人の場合、氏名を記載してください。
 - ・法人の場合は、上に法人名、下に役職名（例：代表取締役）と代表者の氏名を記載してください。
 - ・屋号登録がある場合は、屋号でも記載いただけますが、氏名も併記してください。（例）△△農場 ○○ ○○
- （ご注意）
- ・農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合は当制度の対象外になります。

中小企業等経営強化法第 13 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

・農林漁業にかかる「経営力向上計画」については、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針」に基づいて、以下の指標のとおり作成します。（理由：農業に関する個別の「事業分野別指針」がないため）。

【計画期間】 3 年から 5 年

【計画認定の判断基準】 労働生産性

同方針については、HP を参照ください → <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>

【変更申請について】

経営力向上計画は、原則として「一事業者一認定」であり、税制措置適用を希望する設備の追加取得等については、変更申請が必要になります。詳しくは、中企庁 HP を参照下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ninteisinseisyo.html>

(別紙)
経営力向上計画

- ・個人の場合は、氏名を記載してください。(代表者名、資本金、法人番号は記載不要)
- ・法人の場合は、すべて記載してください。代表者名には役職も記載してください。

- ・従業員数のカウントでは、経営者(個人)、役員(法人)を除きます。
- ・家族労働者(専従で非役員)、パート(専従)など、実質的に働いている人は従業員数に含めます(参考:今回は妻(専従で非役員)をカウント)。
- ・申請書提出用チェックシートの「従業員数」も同様のカウント方法になります。

1 名称等

事業者の氏名又は名称

代表者の役職名及び氏名

資本金又は出資の額

万円

常時使用する従業員の数

1人

法人番号

設立年月日

平成〇〇年〇月〇日

- ・事業分野は、日本標準産業分類(9ページ以降を参照)から該当する分野を選択し、中分類(2桁)・細分類(4桁)にかかるコード及び項目名を記載します。
- ・コード及び項目名は、「6 経営力向上の内容」で取り組む事業分野や、当計画を取り組んだ結果で大きく影響する事業分野を記載ください(複数記載可)。

2 事業分野と事業分野別指針名

事業分野

01 農業 ←中分類

0121 酪農業 ←細分類

事業分野別指針名

- ・空欄としてください。

(酪農業は個別の「事業分野別指針」がないため)

3 実施時期

平成29年11月～平成34年10月

- ・実施時期は、3年間(36ヶ月)・4年間(48ヶ月)・5年間(60ヶ月)の3つのうちいずれかとしてください。計画の開始時期や終了時期は、決算月と同一にする必要はありません。
- ・固定資産税の特例及び中小企業経営強化税制の対象となる経営力向上設備等の取得(「8 経営力向上設備等の種類」)は、実施時期内であることが必要です。
(誤)取得時期 平成29年10月 実施時期 平成29年11月～平成34年10月
(正)取得時期 平成29年12月 実施時期 平成29年11月～平成34年10月
- ・計画の遡及申請は、経営力向上設備を取得してから2ヶ月を限度とします。
(誤)申請月 平成29年11月 取得時期 平成29年8月 ※2ヶ月超の遡及となり認められない
(正)申請月 平成29年11月 取得時期 平成29年9月

4 現状認識

①	自社の事業概要	生乳の販売を主とする酪農業を営む。 現在、ホルスタイン種を200頭飼養しており、経産牛は100頭で、出荷乳量は年間700トン。 牧草220ha及びデントコーン10haの作付を行っている。粗飼料は90%で自給生産を行っている。									
②	出荷先等の状況を記載	生乳の <u>主な出荷先</u> は、〇〇〇であり、全量委託販売制度によって販売している。									
	市場の動向等を記載	近年の飲料の生乳やバター用の原料乳の引き合いが強く、価格が安定している。									
	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	<u>当場の強み</u> は、月1回の牛群検定のほか、地域として独自の成分分析を実施しており、その結果を飼養管理等に反映させることで、品質の安定化に取り組んでおり、これにより実需者から高い評価を得ている。									
	自社の強み・弱みを記載	また <u>弱み</u> は、設備投資の遅れなどにより、収益機会を逸失している可能性があること。									
③	直近2年間の状況を記載	直近の <u>売上および所得</u> （平成28年度）は、前年度と比較して販売乳量の増加により増収となっているが、所得が横ばいとなっており、利益率の拡大が課題となっている。									
	自社の経営状況	<table><thead><tr><th></th><th>売上</th><th>所得</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成27年度</td><td>40,000千円、</td><td>10,000千円</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>50,000千円、</td><td>10,000千円</td></tr></tbody></table>		売上	所得	平成27年度	40,000千円、	10,000千円	平成28年度	50,000千円、	10,000千円
		売上	所得								
平成27年度	40,000千円、	10,000千円									
平成28年度	50,000千円、	10,000千円									
当面の課題等を記載	<u>所得伸び悩みの原因</u> については、①各種設備の修繕費の増加、②生乳生産費の上昇、などが影響している。										
		<u>当面の課題</u> は、早急に①の改善を図りつつ、 <u>今後の方向性</u> として、設備や技術導入等により、効率性を高め、生産性の向上を図るとともに、乳牛の増頭により、経営基盤の強化を図ること。									

① 自社の事業概要について

- ・経営全体の概要と、事業規模(経営面積・作物別作付面積)を記載(酪農・畜産の場合、種類別飼養頭数など)。
- ・株式会社、合同・合資・合名会社以外の法人格の事業者は、はじめに設立根拠(例:●●法に基づく△△法人として〇〇年に設立。)を記載してください。
- ・酪農・畜産の場合の事業規模については、種類別飼養頭数などを記載してください。

② 自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向について

- ・自社の作物等について、①作物の出荷先と状況、②市場動向(需要の増減や価格の状況など)や競合動向(産地間の競合の状況など)、③御自身(産地)の強み(こだわり)や弱み など、必ず記載してください。また、これらを踏まえて、今後取り組むべき方向性や改善すべき内容を記載します。

③ 自社の経営状況について

- ・経営全体の売上、所得について、直近2年程度を分析し記載してください。その上で、今回の取組に繋がるよう、課題や方向性等を記載してください。

・労働生産性と記入してください
(農林漁業の場合の指標)

・伸び率は、四捨五入せず、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記載してください。例えば、伸び率が0.99・・%の場合は、1%以上の条件は満たしません。

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A現状(数値)	B 計画終了時の目標 (数値)	伸び率 $((B - A) / A)$ (%)
労働生産性	13,000 千円	13,500 千円	3.8%

・単位(千円、円等)を明示してください

- ・指標(労働生産性)について、A「現状」とB「計画終了時の目標数値」を設定します。なお、A「現状」からB「目標数値」までの伸び率が、以下の数値を越える必要がありますので、ご注意ください。

「実施時期」が3年→1.0%以上、4年→1.5%以上、5年→2.0%以上

- ・労働生産性とは、労働者1人あたりが生み出す成果を示す指標であり、値が大きいほど生産性が高い(効率的)と判断します。算出方法は、「付加価値額」(労働の成果)を「労働投入量」で割ったものになります。

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{付加価値額 (営業利益 + 人件費 + 減価償却費)}}{\text{労働投入量 (労働者数 又は、労働者数 × 労働者1人あたりの年間就業時間)}}$$

- ・労働者数は、「1」の「常時雇用する従業員の数」に経営主、役員、臨時雇用者を1年換算した人数を足したものとします。
- ・青色(白色含む)申告者の場合、営業利益は「青色申告特別控除前の所得金額」、人件費は「雇人費」+「専従者給与」、減価償却費は「減価償却費」を利用。

【今回の事例の計算手順】 ※労働投入量は「労働者数」を選択

①労働生産性 A 現状値を計算

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{営業利益 (17,000 千円)} + \text{人件費 (8,000 千円)} + \text{減価償却費 (1,000 千円)}}{\text{労働投入量 (「労働者数」) } \rightarrow 2 \text{ 人 (父+母)}} \rightarrow 13,000 \text{ 千円}$$

↑下表 (★) 参照

②労働生産性 B 計画終了時の目標値を計算 →①と同様に計算 →13,500 千円

③労働生産性の伸び率を計算

$$\text{労働生産性の伸び率} = \frac{\text{労働生産性 B (13,500 千円)} - \text{労働生産性 A (13,000 千円)}}{\text{労働生産性 A (13,000 千円)}} \times 100 \rightarrow 3.85\% \rightarrow 3.8\%$$

↑小数点第2位切り捨て

④所定の伸び率との比較 →3.8% > 2.0% (5 年計画の伸び率) →所定の伸び率をクリア

●青色申告書（個人の場合）のイメージ

経	作業用衣料費 ⑮								差 引 金 額	
	農業共済掛金 ⑯								(⑦-⑤)	⑮
	減価償却費 ⑰									
	荷造運賃手数料 ⑱								貸倒引当金 ⑲	
	雇 人 費 ㉑									⑳
									計	㉑
									専従者給与 ㉒	
									貸倒引当金 ㉓	
										㉔
									計	㉕
									青色申告特別控除前の所得金額	㉖
									(㉑+㉒-㉓)	

・営業利益は
「青色申告特別控除前の所得金額㉖」(赤枠)

・人件費は
「雇人費㉑」(緑枠) + 「専従者給与㉒」(水色枠)

・減価償却費は「減価償却費㉑」(オレンジ枠)
の数値を用います。

●損益計算書（法人の場合）のイメージ

●損益計算書のイメージ(現状)

	現状
売上高	50,000 千円
(-) 仕入	5,000 千円
売上総利益	45,000 千円
(-) 販売 & 一般管理費	28,000 千円
営業利益 (イ)	17,000 千円
人件費(※) (ロ)	8,000 千円
減価償却費 (ハ)	1,000 千円
付加価値 (イ+ロ+ハ)	26,000 千円
労働者数	2 人
労働生産性	13,000 千円 ★

・人件費(ロ)は、
売上(製造)原価、販売費用および一般管理費欄
での「役員報酬」、「給料手当」、「福利厚生費」、
「労務費」を合算

・空欄としてください

(酪農業は個別の「事業分野別指針」がないため)

事業承継等を伴う取組を行う場合には、該当する実施事項の欄に、以下の①～⑨のうち、該当する行為を記載してください。
(事業承継等を伴わない場合には、斜線を引いてください。)

①吸収合併 ②新設合併 ③吸収分割 ④新設分割 ⑤株式交換 ⑥株式移転 ⑦事業又は資産の譲受け ⑧株式又は持分の取得 ⑨事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

6 経営力向上の内容

(1) 現に有する経営資源を利用する取組

☒ 有 ・ ☐ 無

(2) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組

有 ・ ☒ 無

(3) 具体的な実施事項

事業分野別指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動への該当 (該当する場合は○)
ア		【牛舎の建て替え】 効率化・規模拡大のため、老朽化した牛舎を新築する(平成30年10月迄に終了)。併せて、以下の設備導入を行い、省力化・生産性の向上を図る。 ・搾乳ロボットを導入し(平成30年10月迄)、省力化および昼夜多回搾乳により搾乳量の増加を見込む。 ・TMRミキサーや飼料ロボット等を導入し、飼料の調製・給与の省力化を実現する。	【設備投資】 に伴い、作業の効率が上がり、現状の課題の改善が見込める旨、具体的に記載
イ		【設備投資】 ホイールローダーの更新入替を行い(平成29年12月頃)、飼料の運搬などに使用する。現在使用するホイールローダーは老朽化に伴い燃費性能が落ち、修繕費の増加も想定される。更新により、年35万円程度燃料代や修繕費の削減を見込む。	
ウ		【作業の外部委託】 労働負担を軽減するため、作業の外部委託を進める。 ・農作業受託組織への飼料収穫等の委託 ・公共牧場への育成牛の預託 など	
エ		【ICT等の利用】 ICT等の新技術の導入を進め、生産性の改善を図る。 具体的には、個体ごとのデータ収集(乳質や搾乳経過時間、搾乳量と採食量、発情兆候等)およびモニタリングを進め、生乳品質の向上、体調不良牛の早期発見、適切な給餌、繁殖管理等につなげる。	
オ		【増頭】 平成30年12月迄に初妊牛を30頭導入するほか自家繁殖で後継牛を増やし、目標終了時(平成34年10月)には経産牛150頭までの増頭を目指す。	

・新しい品目を生産するなど新事業活動を行い、中小企業信用保険法の特例を受けたい場合には、「○」を入れ、実施事項欄にどの取組が新事業活動に該当するのかが分かるように記載ください。

・実施事項には、「4」現状認識などに記載した内容をしっかり踏まえたうえで、経営力向上の取組ごとに(例:【設備投資】、【多能工化】、【形式知化】など)、①取組内容、②取組により期待できる効果 を具体的に記載してください。

・「4」での「課題や改善の方向性」と、「6」での記載内容とで、整合性がとれていないことが散見されますのでご注意ください。

ア. の設備は、設備導入時に改めて変更申請予定

イ. ホイールローダー導入費(平成 29 年 12 月頃に導入予定

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途		金額 (千円)
ア	牛舎建築費 (平成 30 年 10 月迄)	融資	50,000
ア	搾乳ロボット等の導入費 (平成 30 年 10 月迄)	融資	30,000
イ	経営力向上設備購入費	自己資金	5,000
ウ	外部委託費用	自己資金	4,000
エ	専門家費用	自己資金	1,000
オ	増頭に伴う費用 (30 頭の新規購入)	融資	20,000

・「6」の実施事項ア～エ等と関連性を記号で記入します

・自己資金、融資、補助金、リース等を記入します。

- ・「6」の実施のために必要な資金額について、「使途・用途」および「資金調達方法」ごとに全て記載します。
- ・「使途・用途」では、同使途であっても複数の資金調達方法が必要な場合には、方法ごとに項目を分けて記入してください。
税制措置を受ける設備等 → 経営力向上設備購入費、**それ以外** → 修繕費用、研修・採用費用、など用途を記入します。
- ・「資金調達方法」で補助金を予定されている場合は、チェックシート(申請書提出用)の下部にある「補助金の申請を予定している場合」の欄に補助金等の名称を記載してください。
- ・リースをお考えの場合は、実施期間に応じた金額を記載してください。
(例)5年計画で、7年リースの設備を導入の場合→ 5年(リース総額の実施時期分)／7年(総リース期間)の金額を記載。

- ・「8」では、税制措置の対象となる設備について、3つの表で整理しますので、各表で齟齬がないようにご注意ください。
1表目は設備の名称・支援措置、2表目は証明書の内容、3表目は上の表の合計金額と数量 を記入します。

8 経営力向上設備等の種類

	実施 事項	取得 年月	利用を想定して いる支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1	イ	H29.12	☒ 固・ ☒ 国A・国B	ホイールローダー／AAA111	北海道××郡△△町

・各項目に○印を記入してください。

固：固定資産税軽減措置、国A：中小企業経営強化税制A類型、国B：中小企業経営強化税制B類型

- ・「8」では「7」の「使途・用途」欄で「経営力向上設備購入費」とした設備につき、税制措置の内容等の記入が必要になります。
なお、搾乳ロボット等(H30年10月頃導入予定)は今申請とは別申請(変更申請)の扱いになります(「8」に記載せず、「7」と「8」で金額が異なる)。
- ・「設備等の名称／型式」欄には、工業会等の証明書等から正確に転記し、「名称」と「型式」の間に「／」を入れてください。
- ・「所在地」欄は、設備等の設置場所を都道府県名から市町村名まで記載してください。
- ・**名称及び型式等の誤記載に伴う修正のお願いが大変多くなっていますので、ダブルチェックを励行ください。**
- ・軽自動車税の対象となる「小型特殊自動車」は、固定資産税の申告対象とはなりません。

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	証明書等の文書番号等
1	機械装置	5,000	1	5,000	AA-123456

- ・「設備等の種類」欄では、証明書に記載された「減価償却資産の種類」に基づき、「機械装置」、「器具備品」、「工具」、「建築附属設備」、「ソフトウェア」のいずれかを記載します。
- ・「文書番号等」は、証明書等の右上にある文書番号(整理番号)を正確に転記してください。
- ・設備がいずれの減価償却資産に該当するか、判断に迷われる場合は、最寄りの税務署までご確認ください。

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計	機械装置	1	5,000
	器具備品		
	工具		
	建物附属設備		
	ソフトウェア		
合計		1	5,000

- ・「設備等の種類」ごとに合計した数量、金額を記載してください。
- ・該当する設備等がない場合は、空欄にしてください。

・「7」の経営力向上設備購入費の合計額と等しくなります。

特定許認可等の承継を希望する場合に記載してください。

9 特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位

なし

10 事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容

(土地)

	実施事項	所在地番	地目	面積 (㎡)	事業承継等の種類	事業又は資産の譲受け元名
1	エ	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番地	宅地	320 ㎡	会社分割	C 株式会社
2						
3						

(家屋)

	実施事項	所在家屋番号	種類構造	床面積 (㎡)	事業承継等の種類	事業又は資産の譲受け元名
1	エ	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番地	RC 造	240 ㎡	会社分割	C 株式会社
2						
3						

事業承継等により取得する不動産について、所有権移転登記の登録免許税の軽減措置の適用を希望する不動産について記載してください。

「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号を記載してください。

当該不動産の登記簿に記載されている情報を記載してください。

事業譲渡に伴う不動産取得税の軽減措置を希望する場合
(様式第2)のみ記載してください。

1 1 事業又は資産の譲受けにより、譲受け又は取得する不動産の内容

(土地)

1					
2					
3					

(家屋)

	実施 事項	所在家屋番号	種類構造	床面積 (㎡)	事業又は資産 の譲受け元名
1					
2					
3					

【ご提出にあたってのお願い】

- ・これまで当省で受け付けた申請書の大半において、記載内容の修正が必要となっています。

修正作業が長引き、認定が遅れるという事案も発生していることから、Word等(文章作成ソフトウェア)により申請書を作成した場合は、事前確認のため申請書(紙)を郵送等する前に、各農政局等の申請窓口
に電話での連絡のうえメール等で申請書(案)を送付していただくことをお勧めします。

事前を送信いただくことにより、内容の確認や修正作業等をスムーズに行うことが可能となります。

なお、当申請は、メールの提出のみでは受理扱いとなりませんので、郵送についても余裕をもってご対応ください。ご提出いただく申請書類等は、以下の通りです。

【提出物】 ※郵送等の前に漏れがないようにご確認ください

- ☐ 申請書の原本1部、 ☐ 申請書の写し1部、 ☐ チェックシート原本1部

※申請書とチェックシートの内容の齟齬に伴う再提出が多く発生しておりますので、ご注意ください。

- ☐ 工業会等からの証明書写し(固定資産税軽減措置又は、国税A類型に基づく税制措置を受ける場合)

- ☐ 経産局からの確認書写し(国税B類型に基づく税制措置を受ける場合)

- ☐ リース見積書(リースを利用して固定資産税軽減措置を受ける場合) ※リース会社が納税する場合

- ☐ 固定資産軽減額計算書(リースを利用して固定資産税軽減措置を受ける場合)

※リース会社が納税する場合

- ☐ 切手貼付済の返信用封筒(A4)1通

※レターバック等、郵便の記録が残るものを推奨しています。返信用封筒には、認定通知書を封入して返送しますが、認定通知書の再発行等は行っておりませんので、大切に保管してください。

【参考】「2 事業分野」欄での日本標準産業分類の中分類（2桁）、細分類（4桁）

大分類 A 農業、林業		
中分類 01 農業	中分類 02 林業	中分類 03 漁業(水産養殖業を除く)
012 畜産農業 0121 酪農業 0122 肉用牛生産業 0123 養豚業 0124 養鶏業 0125 畜産類似業 0126 養蚕農業 0129 その他の畜産農業 013 農業サービス業 (園芸サービス業を除く) 0131 穀作サービス業 0132 野菜作・果樹作サービス業 0133 穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業 0134 畜産サービス業(獣医業を除く)	021 育林業 0211 育林業 022 素材生産業 0221 素材生産業 023 特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く) 0231 製薪炭業 0239 その他の特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く) 024 林業サービス業 0241 育林サービス業 0242 素材生産サービス業 0243 山林種苗生産サービス業 0249 その他の林業サービス業 029 その他の林業 0299 その他の林業	031 海面漁業 0311 底びき網漁業 0312 まき網漁業 0313 刺網漁業 0314 釣・はえ縄漁業 0315 定置網漁業 0316 地びき網・船びき網漁業 0317 採貝・採藻業 0318 捕鯨業 0319 その他の海面漁業 032 内水面漁業 0321 内水面漁業 中分類 04 水産養殖業 041 海面養殖業 0411 魚類養殖業 0412 貝類養殖業 0413 藻類養殖業 0414 真珠養殖業 0415 種苗養殖業 0419 その他の海面養殖業 042 内水面養殖業 0421 内水面養殖業

の部分は、今回の申請例に対応しています。

0121 酪農業

【2】農業(畜産、農業サービス、園芸)、林業、漁業 ※細分類は4桁の数字になります

※分類ごとの詳細な説明は、以下のホームページに記載されています。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html#a

日本標準産業分類(平成25年10月改定)(平成26年4月1日施行) - 分類項目名

大分類 A 農業、林業

説明及び内容例示(PDF:33KB)

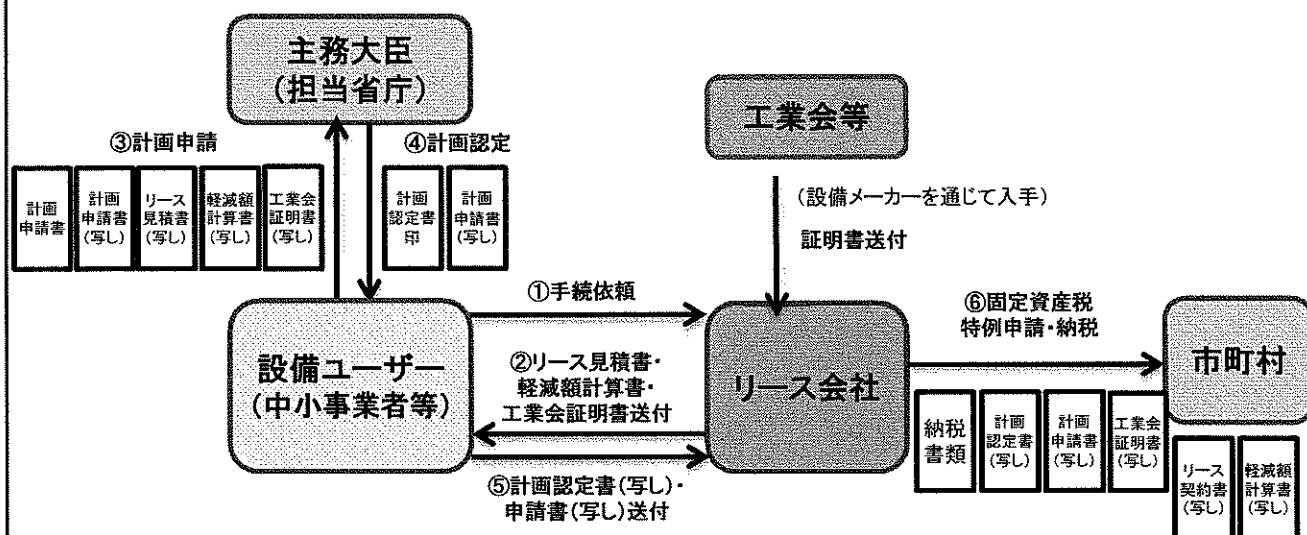
大分類 B 漁業

説明及び内容例示(PDF:20KB)

2. ① 固定資産税の特例

所有権移転外リースの場合(設備の利用者と固定資産税の負担者が異なる場合)

※ 所有権移転リースであって、リース会社が固定資産税を負担する場合も該当します。



- 固定資産税を負担するリース会社が特例を利用し、その軽減分をリース料から減額することで中小事業者等に還元する仕組みです。
- 工業会証明書のほか、リース見積書、(公社)リース事業協会が確認した軽減額計算書が必要になりますので、詳しくはリース会社にご相談ください。

- 設備ユーザーは、設備を決定し、リース会社に手続きを依頼します。
- リース会社は、リース見積書・(公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書・工業会等による証明書を設備ユーザーに送付します。
- 経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書とその写しとともに、リース会社から入手した書類(リース見積書、軽減額計算書、工業会等による証明書)の写しを添付して、主務大臣に計画申請します。
※リース会社から入手した書類については、設備ユーザーが保管してください。
- 主務大臣は、計画認定書を設備ユーザーに交付します。
- 設備ユーザーはリース会社に計画認定書の写しと計画申請書の写しを送付します。
- リース会社が自治体に納税手続を行います。

(注) 本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件(取得価額や事業の用に供する等)を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

農業分野の経営力向上計画の申請先

主たる事務所の所在する都道府県	申請先(担当窓口)	住所	TEL
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課	〒064-8518 札幌市中央区南 22 条西 6-2-22 エムズ南 22 条第 2 ビル	011-330-8810
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-6146
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県	関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-740-0164
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒920-8566 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076-232-4149
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒460-8516 名古屋市中区三の丸 1-2-2	052-746-6430
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下 ル 丁子風呂町 京都農林水産総合庁 舎	075-414-9024
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	中国四国農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒700-8532 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎	086-222-1358
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒860-8527 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-300-6325
沖縄県	沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-1673

様式第三（第4条関係）

先端設備等導入計画に係る認定申請書

平成 年 月 日

〇〇市長 〇〇 〇〇 殿

住 所 〒000-0000
〇〇県〇〇市〇〇1丁目2-3
名 称 及 び 株式会社〇〇製作所
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

生産性向上特別措置法第40条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、先端設備等導入計画の必要事項を記載し、生産性向上特別措置法第40条第4項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で先端設備等導入計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の先端設備等導入計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

1 名称等

正確に記載すること。ただし、法人番号については、個人事業主等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

「主たる事業」の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

2 計画時期

3年間以上5年間以内として定めること。

3 現状認識

① 自社の事業概要

自社の事業の内容について、概要を記載すること。

② 自社の経営状況

自社の財務状況について、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載すること。

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

① 具体的な取組内容

導入する先端設備等や取組内容の概要について具体的に記載すること

② 将来の展望

①の取組を通じた将来の経営状況の展望について具体的に記載すること

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状及び計画終了時における労働生産性の目標を記載すること。

労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものをを用いること。

5 先端設備等の種類及び導入時期

(1) 先端設備等導入計画に基づき取得する先端設備等について記載すること。

(2) 「所在地」の欄には、当該設備等が所在する（予定を含む）場所を都道府県名及び市町村（特別区を含む。）を含む住所を記載すること。

(3) 「設備等の種類」の欄には、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備並びにソフトウェアの減価償却資産の種類を記載すること。

(4) 「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載すること。

(5) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

6 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 先端設備等導入に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。

(2) 同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

(3) 「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載すること。

(4) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

別 紙

先端設備等導入計画

1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	株式会社〇〇製作所
2	代表者名（事業者が法人の場合）	代表取締役 〇〇 〇〇
3	法人番号	××××××××××××××
4	資本金又は出資の額	1,000 万円
5	常時使用する従業員の数	12 人
6	主たる業種	輸送用機械器具製造業

2 計画期間

平成30年 8月 ～ 平成33年 7月

3 現状認識

① 自社の事業概要

自動車部品の製造を事業の中核としつつ、電動工具の部品など、多品種小ロットの金属製品の部品製造を行う。

② 自社の経営状況

売上は平成28年3月期210,000千円、平成29年3月期225,000千円と増加しており、営業利益についても平成28年3月期1,200千円から平成29年度3月期2,700千円と増加している。要因としては、大手取引先からの受注量の増加や、熟練工を中心に歩留まり改善に向けた地道な取組みの成果によるものである。

他方で、(1)近年設備投資を行っておらず、現在の受注量を大幅に増加させることは難しいこと、(2)熟練工が定年退職の時期を迎えており、適切な工程設計ができる人員が不足しているほか、長年の経験を活かした歩留まりの改善や品質の向上を図るには限界があることが、今後、当社の生産性を高め、業績を伸ばしていくうえでの課題である。

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

① 具体的な取組内容

・現在の設備は導入から年数が経っており、今後の受注増に対応できないことから、新たにNC旋盤1台を導入する。新しい設備の導入により、従来よりも高精度な加工が可能になることに加え、生産期間の短縮が見込めることから、新規取引先の開

拓も含めて受注増に取り組む。

・受注が増え、新しい部品を製造する場合であっても品質を維持していけるよう、新たに三次元測定器を導入して熟練工以外の従業員であっても検査にばらつきが生じない体制の構築を図る。

・新たに導入する NC 旋盤及び三次元測定器により、製造工程から検査工程を自動化することができるため、これに対応した新しい生産管理システムを導入する。

② 将来の展望

・新たな設備の導入により、より多くの受注に対応できるとともに、受注できる製品の幅も広がることから、積極的な新規顧客の開拓にも取り組み、売上の増加を図る。

・熟練工が定年退職を迎え、貴重な経験が失われることへの対応及び人員の確保が当面の懸案であるが、三次元測定器の導入による品質管理や、製造工程と検査工程の統合による工程の短縮により、熟練工以外の従業員であっても品質のばらつきがなく、限られた人員でもより多くの受注に対応できる体制を構築することにより、大幅な生産性の向上を実現することができる。

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B - A) / A
8,000 千円	8,720 千円	9.0%

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備名／型式	導入時期	所在地
1	NC 旋盤／AAA-0123	3 0 年 1 1 月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
2	三次元測定器／XYZ99	3 0 年 1 1 月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
3	生産管理システム ／ABC55Ⅱ	3 1 年 4 月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
4		年 月	
5		年 月	

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	証明書等の 文書番号
1	機械装置	20,000	1	20,000	123456
2	器具備品	10,000	1	10,000	H30-0015
3	ソフトウェア	5,000	1	5,000	
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額（千円）
設備等の種類別 小計	機械装置	1	20,000
	器具備品	1	10,000
	ソフトウェア	1	5,000
合計		3	35,000

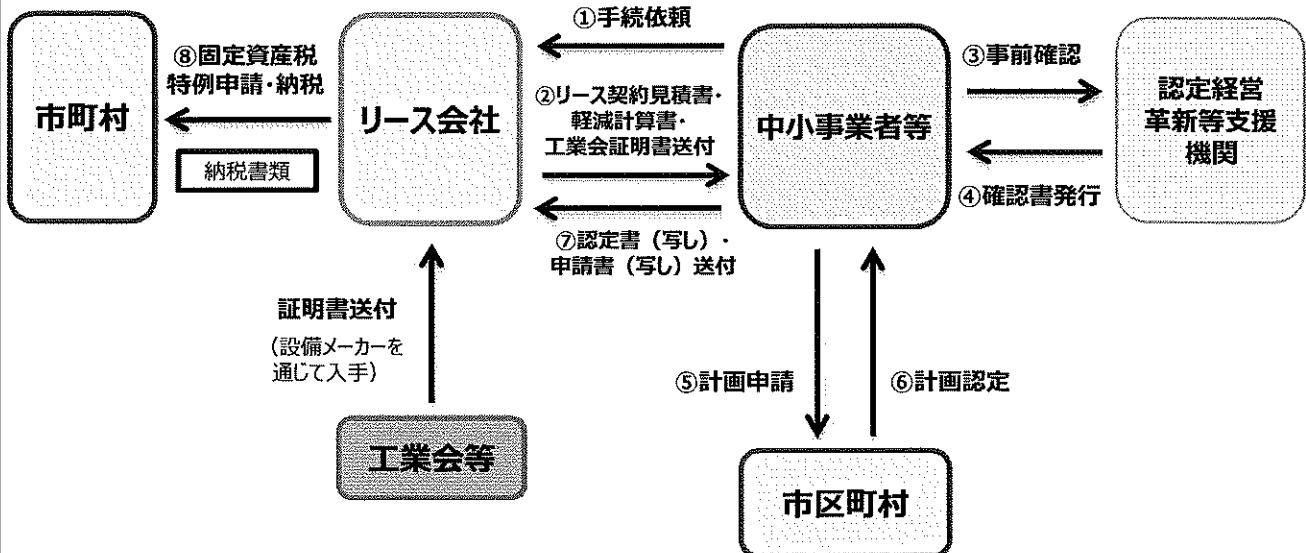
5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
先端設備等購入資金	融資	30,000
先端設備等購入資金	自己資金	5,000

2. 税制支援

(3) 所有権移転外リースの場合（設備の利用者と固定資産税の負担者が異なる場合）

※ 所有権移転リースであって、リース会社が固定資産税を負担する場合も該当します。



- 固定資産税を負担するリース会社が特例を利用し、その軽減分をリース料から減額することで中小事業者に還元する仕組みです。
- 工業会証明書のほか、リース契約見積書、（公社）リース事業協会が確認した軽減計算書が必要になりますので、詳しくはリース会社にご相談ください。

- ① 中小事業者等は、設備を決定し、リース会社に手続きを依頼します。
 - ② リース会社は、リース契約見積書・（公社）リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書・工業会証明書を中小事業者等に送付します。
 - ③・④ 認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、「先端設備等導入計画」の内容（直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するか）を確認し、確認書を発行。
 - ⑤ 先端設備等の種類を記載した計画申請書とその写しとともに、②のリース会社から入手した書類（リース契約見積書、軽減計算書）の写し、工業会証明書の写し及び④の経営革新等支援機関の事前確認書を添付して、市区町村に計画申請します。
- ※リース会社から入手した書類については、中小事業者等が保管してください。
- ⑥ 市区町村は、認定書を設備ユーザーに交付します。
 - ⑦ 中小事業者等はリース会社に計画認定書の写しと計画申請書の写しを送付します。
 - ⑧ リース会社が自治体に納税手続を行います。

（注）本手続きを行った場合でも、税務の要件（取得価額や中古資産でない等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

年 月 日

事業者名 殿

認定支援機関 I D 番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住 所

名 称

代表者役職

代表者氏名

印

先端設備等導入計画に関する確認書

先端設備等導入計画の記載内容について、以下のとおり確認しました。

1. 認定経営革新等支援機関担当者名等

①認定経営革新等支援機関担当者名

②認定経営革新等支援機関電話番号

③認定経営革新等支援機関担当者メールアドレス

2. 先端設備等導入計画の実施に対する所見

・先端設備等導入計画の期間 年間

項目（注）	所見
生産・販売活動等に直接つながる先端設備等を導入することにより、目標を達成しうるような労働生産性の向上が見込めるか。	

※ 認定支援機関 I D 番号については、各経済産業局 web サイトを参照のうえ記入ください。web サイトに記載がない場合は、認定を受けた各経済産業局にお問い合わせください。

※ 「事業者名」は、先端設備等導入計画を申請する中小企業者を記入してください。

※ 「代表者氏名」に記入する氏名は、本確認書を記載する認定支援機関の内部規定等により判断してください。

※ 「所見」は、導入する先端設備等が生産・販売活動等に直接利用されているか、先端設備等の導入によって労働生産性向上の目標の達成に寄与するかといった観点から内容を確認し、所見を記載してください。確認にあたり、事業内容や計画の記載内容に対する改善提案、アドバイスを行った場合は、その内容も記載してください。

「中小企業等経営強化法」及び「生産性向上特別措置法」における
中央畜産会が発行する生産性向上要件証明書の対象設備について

種類：機械及び装置、器具備品、建物附属設備等

対象となるものの用途・細目		備考	
1	食料品製造業用設備	1	食肉又は食鳥処理加工設備
		2	鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備
		3	市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備(集乳設備を含む。)
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	34	発酵飼料又は酵母飼料製造設備
		35	その他の飼料製造設備
		85	肥料製造設備
25	農業用設備	但し畜産用設備、ならびに畜産飼料生産設備に限る(別表 参照)	

別表

種苗設備(播種機等)	
電動機	
内燃機関、ボイラー及びポンプ	
トラクター	
	歩行型トラクター
	その他のもの
耕うん整地用機具	
耕土造成改良用機具	
栽培管理用機具	
防除用機具	
穀類収穫調製用機具	
	自脱型コンバイン、刈取機(ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む。)、稲わら収集機(自走式のものを除く。)及びわら処理カッター
	その他のもの
飼料作物収穫調製用機具	

	モータ、ハーコンディショナー(自走式のものを除く。)、ハーレーキ、ハーテッダー、ハーテッダーレーキ、フォレージハーベスター(自走式のものを除く。)、ハーベラー(自走式のものを除く。)、ハープレス、ハーローダー、ヘッドライヤー(連続式のものを除く。)、ハーエレベーター、フォレージブロアー、サイレージディストリビューター、サイレージアンローダー及び飼料細断機
	その他のもの
その他の農作物収穫調製用機具	
	その他のもの
農産物処理加工用機具	
	洗卵洗浄機等、自動卵包装装置等、家畜飼養施設に付随する農産物加工処理機
	その他のもの
家畜飼養管理用機具	
	自動給じ機、飼料運搬用施設、自動給水機、搾乳用機械、搾乳用器具、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜衡機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、育すう機、ケージ、電牧器、カウトレナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機
	その他のもの
運搬用機具	
その他の機具	

1. 証明書発行手数料

施設・機械部会員	: 2, 0 0 0 円／枚（消費税抜き）
その他	: 6, 0 0 0 円／枚（消費税抜き）

2. 郵送先

〒101-0021

東京都千代田区外神田 2-16-2 第2ディーアイシービル 9F

公益社団法人中央畜産会 経営力向上設備等に係る証明書 係

返信用封筒を同封すること

(注) 詳細は、中央畜産会のホームページの「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等仕様等証明」をご覧ください

中央畜産会において証明書を発行した主な機械設備の例

自動搾乳機	24
ミルカー	10
クーリングタンク	15
ウインドレス成鶏舎内部設備	14
自動給餌搬送給餌システム	36
除糞システム	43
鶏卵洗卵選別処理機	15
チェーンスクレーパ	26
自動集卵装置	19
自動袋詰め装置	43
飼料製造用汚泥脱水機	23
畜産用インバータ換気扇	11
中空糸膜ユニット	11
ケージ換気システム	12
ツインダイス式ペレタイザー	16
オートパッカーシステム	10
ケージシステム	55
ペレット冷却システム	76
有機質肥料製造装置	30
有機性残渣発酵処理機	17

公益社団法人中央畜産会指定用紙	
整 理 番 号	
① ソフトウェア以外の場合 ☒	
② ソフトウェアである場合 ☐	

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等
に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	
	設備の種類又は細目	
	設備の名称	
	設備型式	
	本社名・事業所名	

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該 当 要 件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦): 年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 年度(注2) ② - ① = 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合 には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否		1. 該当 2. 非該当

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。

(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について
確認し、該当要件を満たしていることを証明し
ます。

西暦 年 月 日
〒101-0021
東京都千代田区外神田2丁目16番2号

公益社団法人中央畜産会

会 長 森 山 裕 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明
します。

西暦 年 月 日

製造事業者等の名称

製造事業者等の所在地

代表者氏名: 印

担当者氏名:

所 属:

担当者連絡先(電話番号):

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は
【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

(注3) 変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

【本証明書に関する注意事項】

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条43項及び47項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

税制措置の対象設備に関する留意事項
(中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)

- ①対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。設備の種類は税務上の資産区分（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類（機械及び装置、器具及び備品、工具など））と同様とお考えください。
- ②設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。なお、会社の経理で判断できない場合は、税理士や所轄の税務署に相談ください。
- ③同一の設備であっても、用途によっては資産区分が異なる可能性があり、機械装置と器具備品、器具備品と工具等、資産区分が異なることとなった場合、販売開始時期の要件を満たさない可能性があることにご留意ください。
- ④中小企業経営強化税制（国税）に関する注意：
医療保健業を行う事業者は医療機器・建物附属設備が対象外、データセンター業を行う事業者は電子計算機が対象外となります。また、対象設備に該当するものでも指定事業の用に供されない場合（映画業を除く娯楽業、電気業、銀行業等）は本税制の対象となりません。
- ⑤固定資産税の措置に関する注意：
(1)経営力向上計画に係る固定資産税の特例については、対象となる工具・器具備品・建物附属設備が、一部の地域（7都府県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府）に所在する場合、対象業種に限定があります。
※固定資産税の特例に関する対象地域・対象業種の確認について
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokakotei.pdf>
(2)先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例については、市区町村によって対象となる設備や業種、特例率などが異なることがありますので、詳細については中小企業庁又は所在する市区町村にお問い合わせください。
- ⑥本証明書の発行、経営力向上計画もしくは先端設備等導入計画の認定を受けた場合であっても、税務の要件（取得価額や指定事業等）を満たさない場合は税制の適用が受けられないことにご注意ください。

<参考> 税制措置の対象設備について

設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
機械装置	全て	160 万円以上	10 年以内
工具	測定工具及び検査工具	30 万円以上	5 年以内
器具備品	全て（※3）	30 万円以上	6 年以内
建物附属設備（※1）	全て（※4）	60 万円以上	14 年以内
ソフトウェア（※2）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70 万円以上	5 年以内

※1 固定資産税の措置について、建物附属設備は償却資産として課税されるものに限る。

※2 ソフトウェアについては、国税の措置のみ対象。

※3 国税の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※4 国税の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く

【チェックリスト】

			設備メーカー（製造事業者）記入欄	証明者 チェック欄
該 当 要 件	販売開始要件の確認	当該設備の販売開始日が、取得日から一定期間に属する年度開始の日以後であること。	1. 該当 2. 非該当 販売開始年月： 年 月 ①販売開始年度： 年度（※1） 取得等をする年月： 年 月 ②取得日を含む年： 年 ②－①＝ 年 が一定期間（※2）の要件内	
	生産性向上に該当するか	当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。 （※3）比較すべき旧モデルが全くない場合には、記載不要。	1. 該当 2. 非該当 <比較指標> （*）以下の1～4までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率 *以下に具体的に記入する 2. 精 度 *以下に具体的に記入する 3. エネルギー効率 *以下に具体的に記入する 4. その他 *以下に具体的に記入する <指標数値>*比較する指標の数値・単位を記入する ○一代前モデル： （販売開始年度） （ ） ○当該モデル： <生産性向上> *以下に数値と算出方法を記入する 年 平 均： %	
該当要件への当非			1. 該当 2. 非該当	

（※1）販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。

なお、年度とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

（※2）一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内

（※3）新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。

比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。

比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。